

公共ライドシェアの実証運行を開始します

地域の公共交通をより便利で持続可能なものにするため、令和7年10月から公共ライドシェア（ノックル常陸大宮）の実証運行を開始します。

乗合タクシーや路線バスの運行が少ない土日祝日に、住民や来訪者の移動手段を確保するため、一般ドライバーに協力してもらい、タクシー事業所がない美和、緒川、御前山地域を中心に行います。

【公共ライドシェアとは】

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送サービスのことで、講習を受けた一般のドライバーが、自家用車を使い利用者を有償で運送するものです。

運行日時	土曜日・日曜日・祝日 8:00～17:00（年末年始を除く）
運行区域	市内全域（ただし、美和、緒川、御前山地域のいずれかの地域で出発または到着）
運賃	1乗車1,000円（乗車人数に関わらず定額運賃）
利用方法	電話またはLINEからの事前予約制（乗車の7日前から1時間前までに予約）
実証期間	令和7年10月～令和9年3月まで ※10月4日（土）運行開始予定

※実証期間においては、運行内容を検証しながら実施していきます。
内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約受付：080-8448-4557 ※予約専用番号
（受付時間：平日9:00～16:00、土・日・祝日8:00～17:00）



▲ LINE からの予約は
こちらから

問 地域創生課 地域創生G ☎52-1111 内線124

戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」が令和7年4月1日に施行され、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第12回特別弔慰金）が支給されることになりました。

支給対象者	令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順位に該当するご遺族のうち、先順位の方お一人に支給されます。 ●戦没者等の死亡当時のご遺族で、 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 2 戦没者等の子 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
支給内容	額面27万5千円、5年償還の記名国債
請求期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日

※ 前回受給者以外の方が請求される場合は、必要となる戸籍が異なりますので事前にご相談ください。

問 社会福祉課 社会福祉G ☎52-1111 内線134